

短期実用化研究開発実施細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)共同研究実施規程(以下「規程」という)に定める共同研究のうち、短期実用化研究開発の実施に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本事業は、道総研産業技術環境研究本部の試験場等(以下「試験機関」という。)が道内の中小企業者等と戦略的な新製品・新技術等の実用化に向けた研究開発を短期、集中的に実施し、もって本道における産業技術の高度化及び新事業・新産業の創出を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この細則において次の各号に掲げる用語の意義は、規程において使用する用語の例によるほか、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 短期実用化研究開発(以下「短期研究」という。) 研究や技術開発の内容が道総研の中期計画の範囲内であり、新製品・新技術の開発、製品の高付加価値化、生産工程の改善など、具体的な成果を見込めるもので、中小企業者等に対し、試験機関の場長等が職員を派遣するなどして実施する事業をいう。
- (2) 発明等 特許法(昭和34年法律第121号)第2条第1項に規定する発明、実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第1項に規定する考案、意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第1項に規定する意匠の創作、著作権法(昭和45年法律第48号)第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物及び同法第12条の2第1項に規定するデータベースの創作、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第2項に規定する回路配置の創作、種苗法(平成10年法律第83号)第3条第1項に規定する品種の育成をいう。
- (3) 中小企業者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 道内において製造業又はソフトウェア業を主たる事業として営んでいる者で資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人(ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。))にあっては900人)以下の会社及び個人
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項(第3号、第4号及び第9号を除く。)に規定する中小企業団体
 - ウ 日本標準産業分類に規定する農林水産業協同組合
 - エ 地方公共団体又は公益法人等(第3セクターを含む。)が運営する試験研究機関
 - オ その他研究や技術開発の内容が本道工業技術の高度化に寄与すると試験機関の場長等が認める者

(実施期間)

第4条 短期研究は、おおむね3ヶ月以内に終了するもので、かつ職員が現地及び現地以外で研究開発を実施する日数の合計が原則として6日以上20日以内であるものとする。

2 前項に定める日数の2分の1以上の日数は現地で研究開発を実施するものとする。ただし、申込者の申し出があり、かつ研究開発の計画に基づき妥当と認められる場合は、その限りでない。

(職員の派遣)

第5条 職員の派遣に当たっては、原則1日1人とする。ただし、短期研究の実施に当たり、これによらない特別な事情がある場合はこの限りではない。

(経費の負担)

第6条 申込者は職員が研究開発を実施する日数に応じ、道総研諸料金規程（平成22年4月1日規程第50号）に定める、技術開発派遣指導の1日当たりの指導手数料の額を負担するものとする。

(実施場所)

第7条 短期研究の実施場所は原則道内とする。ただし、道外で短期研究を実施する必要がある場合は、前条の規定にかかわらず、申込者は産業技術環境研究本部ものづくり支援センター長(以下「センター長」という。)に経費の負担について協議するものとする。

(事業の申込み)

第8条 短期研究の申込みをしようとする者は、短期実用化研究開発申込書（第1号様式）を試験機関の場長等に提出しなければならない。

(事業の決定)

第9条 試験機関の場長等は、前条に定める申込書の提出があったときは、その内容について当該研究開発を所管する研究部長及びセンター長による審査を経た上で実施の可否を決定し、短期実用化研究開発諾否通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。ただし、食品加工研究センター及びエネルギー・環境・地質研究所においてはセンター長の事前の審査を省略することができるものとし、その場合、試験機関の場長等は当該研究開発の内容及び審査結果をセンター長に報告するものとする。

(契約等)

第10条 試験機関の場長等は、短期研究を実施するときは、短期実用化研究開発契約書（第3号様式）により、道総研理事長名において申込者と契約を締結するものとする。

(契約の変更)

第11条 第4条から前条までの規定は、短期研究契約を変更しようとする場合に準用す

る。

(事業報告)

第 12 条 短期研究が終了したときは、次の区分に応じた提出書類を作成の上、速やかに試験機関の場長等に提出するものとする。

区分	提出書類
申込者	短期実用化研究開発事業報告書（第 4 号様式）
派遣職員	短期実用化研究開発に係わる記録簿（第 5 号様式）

(発明等の取扱い)

第 13 条 短期研究によって発生した発明等に係る権利については、理事長と申込者が協議してその取扱いを定める。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。